議案第４４号

北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することの協議について、同法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 8 日提出

七飯町長　杉　原　　太

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約(平成３１年２月２２日市町村第１８７７号指令)の一部を次のように変更する。

別表第１檜山振興局（１１）の項中「(１１)」を「(１０)」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第２の９の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附　則

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。